

御所市介護保険ケアプラン点検等
業務委託公募型プロポーザルに係る
仕様書

令和8年7月

御所市介護保険ケアプラン点検等
業務委託事業者選定部会

1. 業務名

介護保険ケアプラン点検等業務

2. 目的

本業務は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、利用者の「尊厳の保持」や「自立支援」に資するものであるか、介護支援専門員と市、点検者がともに検証し、ケアマネジャーと市職員の意識や資質の向上を図るとともに、介護保険制度の信頼性を高め、介護給付の適正化を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

4. 業務委託内容

(1) 事業所ヒアリング（オンライン面談形式）

居宅介護支援事業所別に介護支援専門員に対して面談形式によるヒアリングを行い、「自立支援に資するものとして十分な内容となっているか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」等の視点でケアプラン点検を行う。その際、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」や介護給付適正化に当たって、対象者の身体状況にあった給付がなされているか検証するため、認定データと給付データの突合分析を行い、居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性を確認した上で、介護保険制度に精通した指導者からの指導が必要と思われるケースを選定し、前述の視点からケアプランの作成に関する指導等を実施する。

また、指導内容について改善結果を確認するため、約1カ月後、再度ヒアリングを行う。

【ヒアリング対象事業所の選定及びヒアリング実施日】

居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性を確認し、年間を通じて6事業者を選定し、事業者に対するヒアリングを行う。

【給付分析・対象ケースの抽出】

市が提供する要介護認定データ（NCI251）及び給付実績データ（111 データ及び011 データ）を使用し、給付分析（突合分析）を行い、その結果を基に事業者選定及びケアプラン点検対象ケースを抽出する。1事業所当たりの対象被保険者は、5名以内とする。

【ヒアリング指導者】

ヒアリング指導者は介護支援専門員の資格を有し、介護支援専門員研修課程等の講師を務めた経験を有すること。

【実施の流れ】

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ①初回ヒアリング1カ月前 | 本市より対象事業所へ通知 |
| ② // 2週間前 | 書類提出締切、事業者が市へ持参 |
| ③ // 1週間前 | 本市より受託者に書類を送付 |
| ④ // 前日まで | 受託者が指導のポイントを確認 |
| ⑤初回ヒアリング当日 | 上記ポイントに基づいて講師による指導を実施 |
| ⑥ヒアリング1カ月後 | 事業所からの改善報告書の提出、改善内容の確認 |

【事業者の点検書類】

- ①利用者基本情報・アセスメント（課題分析）一式
- ②居宅サービス計画書（1）（2）、週間サービス計画表
- ③サービス利用票・別表（当該ケアプランに対する直近3カ月分）
- ④支援経過記録・モニタリング記録表（点検書類提出時の直近3カ月分）
- ⑤サービス担当者会議録
- ⑥個別サービス計画書

（2）介護支援専門員向け研修会

当市の被保険者のケアプランを担当する介護支援専門員が属する居宅介護支援事業所に対し、介護給付の適正化に向けた情報提供を行い、介護給付の適正化に対する意識付けを広めていくことを目的とする研修会を開催すること。

【研修会の講師】

研修会の講師は介護支援専門員の資格を有し、介護支援専門員研修課程等の講師を務めた経験を有すること。

【実施方法】

オンラインを活用し遠隔での実施を行う。受託者で ZOOM 等の手配を行い、受講者側の環境においては本市で準備をする。

5. その他

- （1）本業務において、遂行上知り得た一切の情報は本業務のみで使用し、本市の同意なくして第三者に漏えいまたは開示してはならない。
- （2）本業務の実施完了後は、これに関する情報を本市へ返却するか確実に廃棄すること。
- （3）個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法令及び規範を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し個人の権利または利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うこと。